

鹿児島県子ども食堂物価高騰対策事業実施要領

(趣旨)

第1条 物価高騰の影響を受けている子ども食堂の活動に要する経費の一部を補助することにより、子どもの食事や安心して過ごせる場所の確保を支援するため、一定の要件を満たす子ども食堂に対し必要な費用を交付するものとし、その交付については、この要領に定めるところによる。

(補助金の交付の対象者)

第2条 この要領に基づき補助金の交付申請をすることができる者（以下「補助事業者」という。）は、原則として次の各号を全て満たす子ども食堂とする。

- (1) 鹿児島県子ども食堂登録制度実施要綱に基づき県に登録されていること
- (2) 定期的に活動していること
(2か月に1回、又は年6回以上の活動をしていること)
- (3) 物価高騰の影響額を利用料に転嫁していないこと

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助事業の補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、県の他の補助事業として採択された事業の経費により提供された食事数については、補助基準額の算定対象となる食事数から除く。

(補助金の交付業務の委託)

第4条 県は、補助金の交付業務を委託により実施することとする。

- 2 補助金の交付事務を受託した者（以下「受託者」という。）は、この要領及び委託契約書に基づき、適切に業務を遂行しなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、交付申請書兼請求書（別記第1号様式）により、補助金の交付申請を受託者（鹿児島県子ども食堂物価高騰対策事業事務局（以下「事務局」という。））に提出するものとする。

- 2 交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 活動実績・計画報告書（別記第1-1号様式）
 - (2) その他事務局が必要と認める書類
- 3 第1項の交付申請書の提出期限は事務局が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付の条件は、次に定めるとおりとする。

- 2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(補助金の交付決定等の通知)

第7条 事務局は、第5条に定める申請手続書類を受領した場合は審査を行い、適切と判断した場合は補助金の交付を決定し、補助事業者に対してその旨を交付決定及び交付確定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、法令、条例等（以下「法令等」という。）の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他事務局の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(補助金の額の確定)

第9条 補助金額の額の確定は、第7条に規定する補助金の交付決定通知をもってこれに代えるものとする。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、第9条に規定する補助金額の確定後、別記第1号様式により交付するものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費は、事務局が補助事業者に補助する額とし、下表により算出した額とする。

補助対象経費	補助基準額	補助率	
子ども食堂の運営に要する食材料費を補助対象とする。	子ども食堂1か所につき、令和6年4月から令和7年3月までに提供する食事数に応じて設定した金額	定額	
	600食以下		24,000円
	601食以上1000食以下		40,000円
	1001食以上1400食以下		56,000円
	1401食以上		72,000円